

別表第1（第11条関係）

体育館使用料（三儀山総合体育館）

				利用時間		8：30～	12：30～	17：00～	8：30～	12：00～	8：30～
利用区分				12：00	17：00	22：00	17：00	22：00	22：00	22：00	
専用 利用	利用者が 入場料等 を徴収し ない場合	アマチュア		円	円	円	円	円	円	円	
		スポーツに	小・中・高	880	1,420	1,760	2,200	2,960	3,300		
		利用する場合	児童生徒								
			その他の団体	1,760	2,640	3,520	3,960	5,720	6,260		
		文化的催物に利用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）		3,520	5,280	8,800	8,800	13,520	14,300		
		その他の場合		10,560	17,600	26,400	29,260	44,000	54,560		
	利用者が 入場料等 を徴収す る場合	アマチュアスポーツに 利用する場合		5,280	8,800	12,320	13,300	20,340	23,100		
		文化的催物に利用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）		10,560	17,600	26,400	26,940	42,560	48,060		
		その他の場合		26,400	35,200	61,600	61,600	96,800	123,200		
	会議室及び指導員室				270	440	590	730	880	1,200	
一部 利用	種目	利用区分		単位	使用料	備考					
	卓球	小・中・高児童生徒		1台	円						
		一般			70						
	バドミントン	小・中・高児童生徒		1面	100						
		一般			220						
	バレーボール・テニ		小・中・高児童生徒		1面						220

ス	一般		440	
バスケットボール	小・中・高児童生徒	1面	270	
	一般		540	
体操	小・中・高児童生徒	1種目	100	
	一般		220	
柔道	小・中・高児童生徒	1面	220	
	一般		440	
剣道	小・中・高児童生徒	1面	150	
	一般		320	
トレーニング設備	高等学校生徒	1人	100	
	一般		220	
放送施設		一式	540	

備考1 利用者が、入場料を徴収しないが入場料に相当する金品を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合)は、入場料等を徴収する場合とみなして使用料を徴収する。

2 利用者が、入場料等を徴収する場合中「その他の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じた額を基本使用料に加算して得た額とする。

注1 会員制により会費を徴収し、当該会員のみ入場させる催物の場合には、1月分の額(月々会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額)を入場料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は、500円とする。

注2 商品等の売上に対して入場券を発行(これに類する行為を含む。)して入場させる催物の場合には、入場券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する金額を入場料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は500円とし、50円に満たない場合は50円とする。

注3 上記注1及び注2の場合で、別に「入場整理料」等の名目で金額を徴収し、その金額が500円を超える場合は、当該「入場整理料」等の名目の金額をもって入場料とみなす。

3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に利用する場合(利用者が入場料を徴収しない場合で、

アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)の基本使用料は、当該基本使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。

4 利用者が、本市の住民でない場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じた額を加算して得た額とする。

5 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。以下同じ。)ごとにその属する利用時間区分の使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。

6 この表中1回とは、8時30分から12時まで、12時から17時まで及び17時から22時までの利用をいう。

7 電灯等電気を必要とする場合の使用料は、その電気料金に係る実費相当額を加算して徴収する。